

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年9月30日

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 宮地 康弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 荘原 健

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 荘原 健

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)  
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2019年7月18日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法によりA種種類株式を発行すること（以下、「本第三者割当増資」といいます。）について決議し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき、2019年7月18日付で臨時報告書を提出し、また、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、2019年8月16日付、2019年8月26日付及び2019年9月18日付で臨時報告書の訂正報告書を、それぞれ提出しておりますが、2019年9月27日開催の当社臨時株主総会において、( )A種種類株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更、( )本第三者割当増資、( )2019年12月31日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること並びに( )割当予定先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合の指名する者1名の当社社外取締役への選任に係る各議案の承認が得られましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

(14) 第三者割当の場合の特記事項

8. 発行条件に関する事項

11. 大規模な第三者割当の必要性

(15) その他

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

(14) 第三者割当の場合の特記事項

8. 発行条件に関する事項

(訂正前)

(前略)

上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、ブルータスによる本価値算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額(1株当たり1,000,000円)が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるをえず、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種種類株式を発行することといたしました。

(訂正後)

(前略)

上記のとおり、当社としては、A種種類株式の払込金額には合理性が認められると考えておりますが、ブルータスによる本価値算定書における上記評価結果を踏まえれば、会社法上、A種種類株式の払込金額(1株当たり1,000,000円)が割当予定先に特に有利な金額であると判断せざるをえず、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ております。

11. 大規模な第三者割当の必要性

(訂正前)

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

(後略)

(訂正後)

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断過程

本第三者割当増資は、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める株主の意思確認手続きとして、本臨時株主総会において特別決議による承認を得ております。

(後略)

(15)その他

(訂正前)

(前略)

2. A種種類株式の発行は、本臨時株主総会において、( )本定款変更、( )本第三者割当増資、( )本資本金等の額の減少及び( )本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られること、並びに、2019年9月18日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としておりましたが、そのうち、本事業再生計画案は、2019年9月18日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において本対象債権者の合意により成立しました。

(後略)

(訂正後)

(前略)

2. A種種類株式の発行は、本臨時株主総会において、( )本定款変更、( )本第三者割当増資、( )本資本金等の額の減少及び( )本社外取締役選任に係る各議案の承認が得られること、並びに、2019年9月18日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において、本事業再生計画案が本対象債権者の合意により成立することを条件としておりましたが、そのうち、本事業再生計画案は、2019年9月18日開催の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議の続会において本対象債権者の合意により成立しており、また、本臨時株主総会において上記( )乃至( )の各議案の承認が得られました。

(後略)

以上